地方独立行政法人北海道立総合研究機構
令和４年（2022 年）12 月 20 日（火）16 時 00 分発表

１　表　　題

北海道立総合研究機構職員による不正に入手したソフトウェアの業務利用について

２　概　　要

北海道立総合研究機構（以下、「道総研」という。）産業技術環境研究本部工業試験場　一般職員　Ａ職員（62 歳・男性）は、平成 30 年（2018 年）から、正規品でないことを知りつつ不正に入手したソフトウェア（以下、「海賊版ソフトウェア」という。）を、道総研が定める手順等に従わず、自身が利用していたＰＣに無断でインストールし、業務利用していた。

このことにより、正規品を製造・販売する Dassault Systemes SolidWorks Corporation（以下、「DS 社」という。）から、当該海賊版ソフトウェアの利用は DS 社の著作権が故意に侵害された事件であり、著作権法違反であるところ、損害賠償金の支払いを求める和解契約書が提示され、双方の合意の下、令和４年（2022 年）12 月 15 日、和解が成立し、同 20 日、損害賠償金を支払った。

３　事案の経緯等

（１）事案の発覚時期

・令和４年（2022 年）８月 18 日
・DS 社の代理人弁護士から「道総研が業務利用しているＰＣにおいて、海賊版ソフトウェアが不正に利用されたことが確認された」との通知書が届き発覚。

（２）事案発覚後の対応

・道総研では、事案発覚後、速やかに DS 社から指摘のあったＰＣ及び当該ＰＣの利用者の特定を開始し、Ａ職員が利用するＰＣであることを確認した。
・その後、Ａ職員への道総研による事情聴取、DS 社の求めに応じたオンライン監査や質問対応を通じて、次の事実を把握した。
　①Ａ職員は、平成 30 年（2018 年）、インターネットで手数料だけで利用できると謳っているサイト（以下「当該サイト」という。）を見つけ、当該サイト運営者に手数料（自費、数千円程度）を支払った上で海賊版ソフトウェアを入手し、自ら調達した CD-ROM に海賊版ソフトウェアをダウンロードし保存した。
　②Ａ職員は、CD-ROM に保存した海賊版ソフトウェアを用い、自身が利用していたＰＣに無断でインストールし、業務利用していた。
・道総研では、Ａ職員の非違行為を認めた上で、海賊版ソフトウェアを業務に利用したという事実を重く受け止め、事態の早期解決に向けて、DS 社と誠実かつ真摯に交渉協議を行うとともに、原因究明と再発防止策に取り組んできた。

（３）和解内容

道総研と DS 社の間において、令和４年（2022 年）12 月 15 日、以下の内容の和解が成立し、道総研は同 20 日、DS 社に対して損害賠償金を支払った。

・道総研は、DS 社に対し、総額約８千３百万円を損害賠償金として支払う。
・道総研は、和解契約締結後、直ちに海賊版ソフトウェアを削除する。
・道総研は、DS 社及び関連法人の製品等を、許諾を得ることなく使用しない。

４　発生原因

本事案が発生した背景には、次のような原因があったと考えている。

（１）Ａ職員のコンプライアンス意識の欠如

本事案において、Ａ職員は、

・海賊版ソフトウェアであり、著作権法に抵触することを知りつつ、ＰＣにインストールし、業務に利用した
・道総研が定める情報セキュリティポリシーにおいて、ソフトウェアのインストールに当たっての手順があることを知りつつ、それに従わず無断でインストールした

という行為を行っており、関係法令や組織内規則、社会規範を遵守するといったコンプライアンスの意識が欠如していた。

（２）道総研の情報セキュリティ対策の不備

道総研では、情報セキュリティポリシーにおいて「無許可のアプリケーションソフト等のインストール」を禁止するとともに、情報セキュリティに関する職員への研修等により周知してきたが、周知徹底が不十分であった。また、手続きに従わずソフトウェアをインストールすることを物理的に防止する対策を講じていなかった。

加えて、ＰＣやソフトウェアのインストール状況、ライセンスの保有状況といった情報資産管理を行う仕組みが整備されておらず、実態を統一的に把握していなかったため、今回の事案のように職員が無断でソフトウェアをインストールしても監視できていなかった。

（３）試験場内の研究業務の相互チェック機能の不足

Ａ職員は海賊版ソフトウェアを相当数の研究業務に活用していたが、これらは所属部・試験場内における研究業務の相互チェック機能が不足していたことによるところも大きい。

なお、Ａ職員が関わった研究課題、学会への投稿論文等については、道総研「研究不正行為に関する規程」に基づき、「特定不正行為（データや調査結果等のねつ造、改ざん、盗用)」及び「研究資金の不正使用」に関して、研究不正調査チーム（弁護士、公認会計士、研究担当理事、研究事業部長）により調査を実施したところ、不正は発見されなかった。

５　再発防止策

（１）情報セキュリティポリシーの遵守の徹底

事案発覚後、職員に情報セキュリティポリシーの重要性を再認識させるため、速やかに全職員を対象とした「情報セキュリティ研修会」を実施した。

また、道総研のグループウェア等を活用し、情報セキュリティポリシーにおける職員の責務及び遵守事項を再周知した。

今後は、情報セキュリティポリシーの職員への定着・浸透を図るため、新たに採用された職員に対する研修時に情報セキュリティのカリキュラムを盛り込むとともに、継続的・定期的に職員への教育・研修を実施する。

（２）情報セキュリティ対策の強化

・職員がソフトウェアをインストールする際の手順の明確化
・管理者パスワードの管理の強化
・ソフトウェアの情報資産を定期的かつ継続的に把握できる一元的な仕組みづくり
・情報資産管理に関する規程等の整備

（３）工業試験場における新たな研究業務等管理システムの導入・徹底

研究業務におけるコンプライアンスを改めて徹底するとともに、道総研が定める「研究マネジメントの手引き」に加え、Ａ職員が所属する工業試験場において、「工業試験場研究業務等管理システム」を構築し、研究課題等の企画・計画及び進行管理の適正化を徹底する。

６　懲戒処分等

今回の事案を踏まえ、Ａ職員に対し、道総研職員就業規則及び同懲戒規程等の関係規程に照らし、厳正に対処する方針。

また、今後、道総研が支払った損害賠償金の求償も視野に入れて検討する。

本件に関するお問い合わせ　　０１１－７４７－０２００（大内、横田）